

令和5年度第6回袖ヶ浦市介護保険運営協議会議事録（書面開催）

- 1 開催日時 ・書類発送：令和6年2月5日
 ・回答書：2月19日までに委員全員から受領

- 2 出席委員（回答いただいた委員）15名（委員全員）

会長	杉浦 弘樹	委員	中村 武仁
副会長	大熊 賢滋	委員	石井 美喜男
委員	大岩 みさ子	委員	高野 圭介
委員	石川 和利	委員	中村 美保
委員	齊藤 智枝	委員	石塚 浩一
委員	長谷川 かつえ	委員	平野 しげ子
委員	志村 弘道	委員	宮崎 智弘
委員	村山 浩通		

- 3 出席職員（対応職員）

福祉部長	川口 秀
介護保険課長	小幡 久美子
介護保険課副課長 [管理班長]	根本 吉晴

- 4 議題

議題（1）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の指定について

審議事項	社会福祉法人恒久福祉会を地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に指定することについて （事業所名：地域密着型特別養護老人ホームあかつき）
回答数	14名（除斥：長谷川委員）
集計結果	承認：14、不承認：0
採決の結果	承認

議題（2）（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者の指定について

審議事項	医療法人社団恒久会を（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者に指定することについて （事業所名：グループホームあおぞら）
回答数	14名（除斥：中村美保委員）
集計結果	承認：14、不承認：0
採決の結果	承認

令和 5 年度 第 6 回

袖ヶ浦市介護保険運営協議会会議資料

(令和 6 年 2 月 書面開催)

会議資料のうち、袖ヶ浦市情報公開条例（平成 1 1 年条例第 1 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する個人に関する情報に該当する部分は非表示としています。

また、会議資料として委員に配布したもののうち、各施設の平面図及び現況写真については、防犯上の観点から同条例第 8 条第 1 項第 2 号アの規定により非公開といたします。

議題（１）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の指定について

1 議題の概要

令和6年1月24日付けで下記の者より、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定申請がありました。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の指定を行うに当たり、同条第7項の規定により会議体の意見を伺うものです。

申請者	所在地	木更津市中島2357番地1
	名称	社会福祉法人恒久福祉会
	代表者	理事長 山口 宗大
事業所	所在地	袖ヶ浦市神納2421番地3
	名称	地域密着型特別養護老人ホームあかつき
	種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	入所定員	ユニットごとの定員 29人 〔うぐいす：15人〕 〔しいのき：14人〕
	事業開始予定年月日	令和6年3月1日

2 事業所の概要

敷地面積	3,032.81㎡
構造	木造平家建
延べ床面積	1,114.43㎡
主要な設備	設備等一覧表のとおり
位置	<p>袖ヶ浦市神納2421番地3</p> <p>平成通り 建設地 東清会館 袖ヶ浦公園入口 たちばな通り たちばな セブン 長浦</p>

3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームのことで、食事・入浴等の介護及び日常生活上の支援、機能訓練等を行うサービスです。

原則として、要介護3～5の認定を受けている方が対象です。

4 人員、設備及び運営に関する基準

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次の条例及び規則に定められています。

申請者から提出された指定申請書をもとに、条例及び規則で定める基準に適合しているか審査を行いました。

- (1) 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）
- (2) 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第3号）

5 審査結果

審査の結果、上記4(1)・(2)の条例及び規則で定める基準に適合していることを確認しました。

条例及び規則で定める基準の内容並びに基準ごとの審査結果は、添付の基準要件確認表にてご確認ください。

6 その他

地域密着型特別養護老人ホームの開設に当たっては、介護保険法の規定による本市の指定を受けるとともに、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項の規定による千葉県の設置認可を受ける必要があります。

先月18日、社会福祉法人恒久福祉会は千葉県に対し設置認可申請書を提出いたしましたが、設置認可は今月下旬になる見込みとのことであります。

そのため、本市の指定については、千葉県による設置認可を受けて行うことといたします。

基準要件確認表 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

根拠条文…袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

I 人員に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1 従業者の員数	①医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。	第141条	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・資格証等の写し ・嘱託医契約書の写し 	○ 嘱託医:1人
	②生活相談員 常勤で1以上。			○ 常勤の生活相談員:1人(介護支援専門員と兼務)
	③介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師) (1)介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 (2)看護職員は1人以上とすること。 (3)介護職員のうち、1人以上は常勤の者でなければならない。 (4)看護職員のうち、1人以上は常勤の者でなければならない。			○ (1) 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で10以上必要などころ、12.4配置されている。 (2) 看護職員:4人 (3)・(4) 介護職員は9人、看護職員は1人が常勤の者である。
	④栄養士又は管理栄養士 1以上。			○ 管理栄養士:1人
	⑤機能訓練指導員 1以上。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務することができる。			○ 看護師免許を有する者が看護職員と兼務する。
	⑥介護支援専門員 1以上。 専らその職務に従事する常勤の者であること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、他の職務に従事することができる。			○ 常勤の介護支援専門員:1人 ただし書の規定を適用し、生活相談員と兼務。
2 管理者	常勤専従であること。	第178条において準用する第156条	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○ 常勤専従の管理者:1人

Ⅱ 設備に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1 設備に関する基準	①居室 (1)一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (2)居室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 (3)一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、定員を2人とする場合は、21.3平方メートル以上とすること。 (4)ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	第169条	・平面図 ・設備等一覧表	○ (1)一の居室の定員:1人 (2)うぐいすユニットに15、しいのきユニットに14の居室が属し、それぞれの共同生活室に近接して設けられている。 (3)一の居室の床面積:12.42平方メートル (4)各居室にナースコールを設置している。
	②共同生活室 (1)共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすること。 (2)一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 →うぐいすユニットの標準床面積:30平方メートル(2平方メートル×15人) しいのきユニットの標準床面積:28平方メートル(2平方メートル×14人) (3)必要な設備及び備品を備えること。			○ (1)~(3)各ユニットに共同生活室が1か所設けられている。各共同生活室とも標準を超える73.95平方メートルとなっており、洗面等の設備・備品が設けられている。
	③洗面設備 (1)居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2)要介護者が使用するのに適したものとすること。			○ (1)・(2)車いす対応の洗面台を各居室に1台ずつ設置しているほか、各共同生活室に3台ずつ、計6台が設置されている。
	④便所 (1)居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 (2)ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。			○ (1)・(2)一のユニットに4箇所の車いす対応型トイレを設置しており、全てのトイレにナースコールが配備されている。

<p>⑤浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>			<p>○ 各ユニットに1か所、個浴槽タイプの浴槽が配備され、リフト浴に切り替えられるジョイント式シャワーキャリーが備え付けられている。また、特別浴室として、ストレッチャー型の機械浴槽が1か所配備されている。</p>
<p>⑥医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>			<p>○ 診察台、医療品保管用キャビネット等が備え付けられている。</p>
<p>⑦廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p>			<p>○ 廊下幅:1.8メートル</p>
<p>⑧消火設備等 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>			<p>○ 消火器、パッケージ型自動消火設備、自動火災報知設備、自動火災通報装置、煙感知器が配備されている。</p>

Ⅲ 運営に関する基準

確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1 運営規程	<p>次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) ユニットの数及びユニットごとの入所定員 (5) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 施設の利用に当たっての留意事項 (7) 個人情報の取扱い方法 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) ※虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他施設の運営に関する重要事項 ※令和6年3月31日までは努力義務</p>	第175条	・運営規程	<p>○ (1)から(11)までの事項が定められていることを確認した。</p>

2	勤務体制の確保等	入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこと。 (1) 昼間:ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は介護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜:ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	第176条	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○ (1)・(2) いずれの時間帯もユニットごとに常時1人以上の介護職員が配置されている。 (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーが配置されている。うち1人はユニットケアリーダー研修者である。
3	苦情処理	入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	第178条において準用する第35条	・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○ 苦情受付窓口の設置等所要の措置が講じられていることを確認した。
4	地域との連携等	入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置しなければならない。	第178条において準用する第54条の16	・運営規程	○ 運営推進会議が設置されることを確認した。
5	協力病院等	入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。	第178条において準用する第162条	・付表6 ・運営規程 ・協力医療機関等との契約書の写し	○ 協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めていることを確認した。

受付番号	
------	--

指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定（更新）申請書

2024 年 1 月 24 日

袖ヶ浦市長 様

所在地 千葉県木更津市中島2357番地1

申請者

名称 社会福祉法人 恒久福社会

介護保険法に規定する事業者に係る指定（更新）を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号	
------------	--

申 請 者	フリガナ	シヤカイフクシホクジシ コウキョウフクシカイ					
	名称	社会福祉法人 恒久福社会					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 292 - 0008) 千葉県木更津市中島2357番地1 (ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号	0438-41-7294	FAX番号	0438-41-5087		
	法人の種類	社会福祉法人	法人所管庁	君津郡市広域市町村圏事務組合			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	理事長	フリガナ	ヤマガチ ムネロ	生年月日	年 月 日
			氏名	山口 宗大	年 月 日		
	代表者の住所	(郵便番号 -) (ビルの名称等)					
指 定 （ 更 新 ） を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	事業所等の所在地	(郵便番号 299 - 0257) 千葉県袖ヶ浦市神納2421番地3 (ビルの名称等)					
		同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定(更新)申請をする事業の 事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の 指定年月日	様式	
	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		年 月 日	年 月 日	
			夜間対応型訪問介護		年 月 日	年 月 日	
			地域密着型通所介護		年 月 日	年 月 日	
			認知症対応型通所介護		年 月 日	年 月 日	
			小規模多機能型居宅介護		年 月 日	年 月 日	
			認知症対応型共同生活介護		年 月 日	年 月 日	
			地域密着型特定施設入居者生活介護		年 月 日	年 月 日	
			地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	○	2024 年 3 月 1 日	年 月 日	
		複合型サービス		年 月 日	年 月 日		
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス		介護予防認知症対応型通所介護		年 月 日	年 月 日		
		介護予防小規模多機能型居宅介護		年 月 日	年 月 日		
		介護予防認知症対応型共同生活介護		年 月 日	年 月 日		
	介護保険事業所番号	(既に指定を受けている場合)					
	指定を受けている他市町村名	木更津市					
	医療機関コード等						

付表6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項

施設	フリガナ	チイキミツチャクガタクベツヨウゴロウジンホームアカツキ									
	名称	地域密着型特別養護老人ホームあかつき									
	所在地	(郵便番号 299 - 0257) 千葉県 袖ヶ浦市 神納2421番地3									
	連絡先	電話番号	0438-38-5070		FAX番号	0438-38-5232					
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)						
	氏名										
	生年月日										
	同一敷地内の他の事業所、施設又は本体施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称			事業所番号						
協力医療機関	本体施設の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		併設事業所の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
	短期入所生活介護の実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の実施形態						
					<input type="checkbox"/> 空床型 <input type="checkbox"/> 併設型						
協力医療機関	名称	山口医院		主な診療科名	一般総合診療、整形外科、リウマチ科、呼吸器アレルギー内科、消化器内科						
	名称	やまぐち歯科医院		主な診療科名	歯科						
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数			医師		生活相談員		介護職員		看護職員		
			専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務	
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者人数	常勤(人)					1		9		1	
	非常勤(人)	1								3	
常勤換算後の人数(人)					1		9.8		2.6		
			栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員		栄養士を配置しない場合の措置		
			専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務			
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者人数	常勤(人)	1				1		1			
	非常勤(人)										
常勤換算後の人数(人)			1		1						
入所者数(推定数を記入)			29 人		短期入所利用者数(併設型の場合)			人(推定数を記入)			
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
居室	1室の最大定員		地域密着型介護老人福祉施設			短期入所生活介護					
	入所者1人あたりの最小床面積		1 人			人					
	食堂と機能訓練室の合計面積		12.42 m ²			m ²					
廊下	片廊下の幅		73.95 m ²			m ²					
	中廊下の幅		m			m					
入居定員			29 人								
添付書類			別添のとおり								

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 2 「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態(空床型・併設型の別)」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方にチェックをしてください。
 3 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 4 従業員の職種・員数の「*兼務」欄は、短期入所生活介護以外との兼務を行う職員について記載してください。
 5 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。
 6 短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の「設備に関する基準の確認に必要な事項」欄については、記載不要です。

(参考様式4)

設備等一覧表

サービス種類(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
 事業所名・施設名(地域密着型特別養護老人ホームあかつき)

設備の種類	設備基準上適合すべき項目についての状況
サービス提供上配慮すべき設備の概要	
①居室	全室1人用で、15室と14室それぞれのユニットに属し共同生活室ないしは談話コーナーに隣接する。 全室12.42㎡と十分な広さを確保し各室に専用のナースコールを配備している。
②共同生活室	2ユニットそれぞれに属するスペースを1か所ずつ73.95㎡の面積で十分な広さを確保している。
③談話スペース	2ユニットそれぞれに属するスペースを2か所ずつ配置し3.18㎡の広さを確保している。
④洗面設備	車椅子対応の洗面台を各室に1台ずつ備え付け、かつ2ユニットそれぞれの共同生活室に3台ずつ確保している。
⑤便所	2ユニットそれぞれの廊下に面した各4か所に車椅子対応型のトイレを設置している。すべてのトイレにナースコールを配備している。
⑤個浴	2ユニットそれぞれに個浴槽タイプの浴槽を配備し、リフト浴に切り替えられるジョイント式シャワーキャリーを備え付けている。
⑥特別浴室	ストレッチャー型の機械浴槽で、2ユニットそれぞれからの移動が容易な中央部分に配備している。
⑦医務室	診察台、医療品保管用キャビネット、流し台を備え付け、診療に十分なスペースを確保している。診療に必要なバイタルサインの測定機器を配備している。外部医療機関等との連絡・医療連携体制を確保するための設備として、外線電話を備え付けている。
⑧廊下	1.8メートルの幅員を確保している。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	
①消火器	2ユニットそれぞれに、粉末消火器2本を配備しその他、補助消火栓を1基ずつ配備している。
②パッケージ型自動消火設備	スプリンクラー設備に代わりパッケージ型自動消火設備 I 型スプリネックスを配備している。
③自動火災報知設備	事務室に設置された自動火災報知装置により、緊急時には館内に自動でアナウンスされる体制を確保。
④自動火災通報装置	事務室に設置された自動通報装置により、緊急時には消防署に自動通報される体制を確保。
⑤煙感知器	共同生活室、廊下、居室に感知器を配備している。

備考 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、付表及び平面図で確認できる項目以外の事項について記載してください。

議題（２）（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者の指定について

1 議題の概要

令和6年1月23日付けで下記の者より、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定申請がありました。

認知症対応型共同生活介護事業者及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を行うに当たり、同条第7項の規定により会議体の意見を伺うものです。

申請者	所在地	袖ヶ浦市奈良輪535番地1
	名称	医療法人社団恒久会
	代表者	理事長 山口 重貴
事業所	所在地	袖ヶ浦市神納2416番地2
	名称	グループホームあおぞら
	種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
	利用定員	ユニットごとの定員 18人 〔 1階：9人 〕 〔 2階：9人 〕
	事業開始 予定年月日	令和6年3月1日

2 事業所の概要

敷地面積	1,871.92㎡
構造	木造2階建
延べ床面積	563.52㎡
主要な設備	設備等一覧表のとおり
位置	<p>袖ヶ浦市神納2416番地2</p> <p>平成通り 建設地 東清会館 袖ヶ浦公園入口 たちばな通り セブンイレブン たちばな 長浦</p>

3 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）について

要支援2又は要介護1～5の認定を受けている認知症と診断された方を対象に、共同生活する住宅で食事・入浴等の介護及び日常生活上の支援、機能訓練等を行うサービスです。

4 人員、設備及び運営に関する基準

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次の条例及び規則に定められています。

申請者から提出された指定申請書をもとに、条例及び規則で定める基準に適合しているか審査を行いました。

[認知症対応型共同生活介護]

- (1) 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）
- (2) 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第3号）

[介護予防認知症対応型共同生活介護]

- (3) 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）
- (4) 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第4号）

5 審査結果

審査の結果、上記4(1)～(4)の条例及び規則で定める基準に適合していることを確認しました。

条例及び規則で定める基準の内容並びに基準ごとの審査結果は、添付の基準要件確認表にてご確認ください。

6 その他

グループホームあおぞらは、申請者が市内奈良輪で運営している（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームならわの家」を本体事業所とするサテライト事業所となります。

サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携の下に運営されます。

基準要件確認表 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

根拠条文…①袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
②袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

I 人員に関する基準					
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果	
1	従業者の員数	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に介護従業者を、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする。 →夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯(6:00~21:30)常勤の勤務時間(1日8時間) 一の共同生活住居の利用者数(9人) ※6:00~21:30に24時間分(8時間×3人)以上の配置があり、かつ当該時間帯に1以上の配置があれば可となる。	①第102条 ②第67条	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・資格証等の写し ・計画作成担当者経歴書及び研修修了証の写し	○ 夜間及び深夜の時間帯以外に、常勤換算方法で3以上の介護従業者が配置されている。
		共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とする。 →夜間及び深夜の時間帯(21:30~6:00)			○ 夜間及び深夜の時間帯に1以上の介護従業者が配置されている。
		共同生活住居ごとに、介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。			○ 各共同生活住居に1以上の常勤の介護従業者が配置されている。
		事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所における他の職務に従事することができるものとする。			○ ただし書の規定を適用し、介護従業者と兼務の計画作成担当者が1人配置されている。
		計画作成担当者は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。 ※厚生労働大臣が定める研修：認知症介護実践者研修又は実践者研修基礎課程			○ 認知症介護実践者研修を修了した者が配置されている。
		計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。 ただし、サテライト事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。 ※厚生労働大臣が定める研修：認知症介護実践者研修又は実践者研修基礎課程			○ ただし書の規定を適用し、認知症介護実践者研修を修了した者が配置されている。

2	管理者	共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。	①第103条 ②第68条	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・管理者経歴書及び研修修了証の写し	○ ただし書の規定を適用し、本体事業所における共同生活住居の管理者が兼務する。
		適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 ※厚生労働大臣が定める研修：認知症対応型サービス事業管理者研修			○ 知識・経験を有し、3年以上の従事経験があることを確認した。また、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していることを確認した。
3	代表者	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 ※厚生労働大臣が定める研修：認知症対応型サービス事業開設者研修	①第104条 ②第69条	・代表者経歴書及び研修修了証の写し	○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であること、また、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していることを確認した。

II 設備に関する基準

確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1 設備に関する基準	事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト事業所にあつては、1又は2）とする。	①第105条 ②第70条	・平面図 ・設備等一覧表 ・運営規程	○ 共同生活住居数：2
	共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とする。			○ 一の共同生活住居の入居定員：9人
	共同生活住居には、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。			○ 利用者が日常生活を営む上で必要な設備が整っていることを確認した。
	一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするものである。			○ 一の居室の定員：1人
	一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。			○ 一の居室の床面積：9.25平方メートル

Ⅲ 運営に関する基準				
確認項目	基準	根拠条文	確認書類	審査結果
1	運営規程 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 利用定員 (4) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 入居一時金の取扱い方法 (6) 入居に当たっての留意事項 (7) 個人情報の取扱い方法 (8) 非常災害対策 (9) ※虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項 ※令和6年3月31日までは努力義務	①第114条 ②第76条	・運営規程	○ (1)から(10)までの事項が定められていることを確認した。
2	勤務体制の確保等 利用者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	①第115条 ②第77条	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○ 従業者の勤務の体制が定められていることを確認した。
3	協力医療機関等 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	①第117条 ②第79条	・付表4 ・運営規程 ・協力医療機関等との契約書の写し ・介護老人福祉施設等との連携体制及び支援体制の概要	○ 協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めていることを確認した。 ○ 複数の施設と連携及び支援の体制を構築していることを確認した。
4	苦情処理 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	①第120条において準用する第35条 ②第82条において準用する第34条	・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○ 苦情受付窓口の設置等所要の措置が講じられていることを確認した。
5	地域との連携等 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置しなければならない。	①第120条において準用する第54条の16 ②第82条において準用する第37条	・運営規程	○ 運営推進会議が設置されることを確認した。

付表4 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	グループホームアオゾラ						
	名称	グループホームあおぞら						
	所在地	(郵便番号 299-0257) 千葉県袖ヶ浦市神納2416-2						
	連絡先	電話番号	0438-38-5256	FAX 番号	0438-38-5282			
		Email	gh-aozora@ace.ocn.ne.jp					
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号)					
	氏名							
	生年月日							
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)							
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)		名称	事業所番号				
	兼務する職種及び勤務時間等							
協力医療機関	名称	山口医院		主な診療科名	整形外科、内科			
	名称	やまぐち歯科医院		主な診療科名	歯科			
○人員に関する基準の確認に必要な事項								
共同生活住居数		2 戸		①	②			
従業者の職種・員数		介護従業者		介護従業者		計画作成担当者		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		常勤(人)	5	1	6			1
		非常勤(人)	1					
常勤換算後の人数(人)		6.3		6				
利用者数(推定数を記入)		18 人		9 人	9 人			
利用定員		9 人		9 人	9 人			
○設備に関する基準の確認に必要な事項								
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input checked="" type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他		
添付書類		別添のとおり						

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 - 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。

(参考様式4)

設備等一覧表

サービス種類((介護予防)認知症対応型共同生活介護)

事業所名・施設名(グループホームあおぞら)

設備の種類	設備基準上適合すべき項目についての状況
サービス提供上配慮すべき設備の概要	
①居間兼食堂	居間兼食堂は、27.73㎡あり、定員9人1人あたり3㎡以上を確保し、テレビやソファを設置して快適な空間を提供している。
②スタッフルーム(事務室)	個人情報の適切な取扱い等に配慮した専用の事務スペースを設けている。また、利用者の個人ファイルは鍵付きキャビネットに保管している。
③面談室	個々の相談に配慮した独立したスペースを確保している。
④洗面所	感染症防止の観点から、1F玄関に洗面所を設置し、外から入ったときにすぐに手洗いや手指消毒ができるようにしている。居間付近に各階2カ所洗面所を配置し、車椅子利用者も利用しやすい洗面台を設置している。
⑤トイレ	1, 2階共に介助がスムーズにでき、車椅子及び要介助利用者が快適に利用できる介助バー付きのトイレを設置している。
⑥浴室	1階はリフト付き浴槽を採用し、要介助者が快適に湯船に浸かれるよう配慮した。2階は手すりを多数設置した一般浴槽であり、利用者が自立した入浴ができるようにしている。
⑦エレベーター	建物屋内にストレッチャーが入る大型のエレベーターを設置し、車椅子利用者等要介助者でも階移動がスムーズにできるようにしている。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	
⑧消火器	粉末消火器を各階1カ所に設置。
⑨火災通報装置	1,2階エレベーター横に設置された火災通報装置により、緊急時に消防署に自動通報される体制を確保している。また、各階スタッフルームにも火災通報専用電話機を設置している。
⑩スプリンクラー	水道連結型スプリンクラーを設置。
⑪自動火災通報設備	各個室、台所、汚物処理室、脱衣所、スタッフルーム、面談室、倉庫、更衣室等に光電式・差動式・定温式スポット型感知器を設置。当設備には警備会社への通報も追加している。

備考 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、付表及び平面図で確認できる項目以外の事項について記載してください。